誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（略）

（注意）

１．各面共通関係

①　この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。この様式において「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。

②　この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

⑴～⑷　（略）

⑸　施行日以後認定申請建築物　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省令・国土交通省令第１号。この様式において「令和４年改正基準省令」という。）附則第２項に規定する施行日以後認定申請建築物

③　（略）

２．第一面関係

①　（略）

②　【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」のチェックボックスに、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

３．第二面関係

①～⑦　（略）

⑧　他の建築物について記載する場合は、【５．備考】の欄に他の建築物に係る建築主等に関する事項である旨を記載してください。

４．第三面関係

①・②　（略）

③　【10．令和４年改正基準省令附則第３項又は第４項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。

④～⑦　（略）

ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【５．住戸に係る認定の申請の有無】　□有　□無

（略）

（注意）

１．各面共通関係

①　この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。

②　この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

⑴～⑷　（略）

（新設）

③　（略）

２．第一面関係

①　（略）

②　【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部（住戸の部分）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部（非住宅部分）」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください（複数選択可）。

３．第二面関係

①～⑦　（略）

（新設）

４．第三面関係

①・②　（略）

③　【10．基準省令附則第３条又は第４条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。

④～⑦　（略）